

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 大切な方へのメッセージ
- II. 中小企業経営力強化資金とは？
- III. 外国人実習生に関する監督指導と技能実習制度の見直し

### [ 今月のトピックス ]

- ・ 中小企業庁情報コーナー
- ・ 今月お役立ちホームページ
- § 経営セミナーのご案内

## I. 大切な方へのメッセージ

——自筆証書遺言制度が変わりました——

平成 30 年 12 月に国税庁より発表された「平成 29 年分の相続税の申告状況について」によると、平成 29 年中に亡くなられた方は約 134 万人（平成 28 年は 131 万人）で相続税の課税の対象となった方は約 11 万 2 千人（平成 28 年は 10 万 6 千人）です。実に、1,000 人の内 83 人が課税の対象になりました。課税の対象となった課税価格は 15 兆 5,884 億円です。納税額にして 2 兆 185 億円になります。不動産や株の値上がりはもとより、税制上の基礎控除の改正、少子化による一人当たり被相続人に対する相続人の減少が原因といえます。相続人に対する自筆証書遺言書の作成・保存について平成 30 年 7 月 13 日付で民法改正がありました。ここでは、遺言書の種類を整理した上で、今回の改正点をご説明させていただきます。

### ■ 遺言書の種類

遺言書には 3 種類があり、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言があります。

自筆証書遺言とは、遺言される方ご自身で紙に遺言の内容をすべて記載し、日付と、ご自身のお名前を自署押印します。ご自身で書かれるので秘密が漏れたりしませんし、費用がかかりませんが、「法的要件」を満たしていなかったり、遺言の存在が相続人にわからなかったり、紛失、偽造、隠匿の可能性があります。また、家庭裁判所の検認が必要で、封印がある遺言書は家庭裁判所において相続人等の立ち合いを以って開封しなければなりません。

公正証書遺言とは、公証人に遺言の内容を作成してもらい、公証役場で保存してもらいます。費用がかかりますが、「法的要件」を満たした形で確実に作成されるので安心ですが、作成時にはご本人と証人 2 名以上で公証役場にいきますので、証人より秘密が漏れる可能性があります。しかし、家庭裁判所の検認は不要で遺言書の開封手続は不要です。

秘密証書遺言とは、公正証書遺言と同様、公証役場で公証人と証人 2 名以上の立ち合いのもと保管してもら

います。遺言書自体は遺言される方ご自身が用紙に記載しご自身のお名前を自署押印します。これにより、遺言の内容を秘密にしながら遺言の存在を明確にできます。しかし、家庭裁判所の検認が必要で、必ず相続人立会いのもと開封しなければなりません。家庭裁判所の検認とは、家庭裁判所が遺言書を開封し、日付や筆跡、訂正箇所の捺印の状況や遺言の内容を確認して検認調書を作成します。しかし、これはあくまで遺言書の形式が整っているかを判断するもので遺言書の効力を証明するものではないのでご注意ください。また、裁判所での検認に立ち会えなかった相続人や利害関係者には家庭裁判所で検認手続が終わったことが通知されます。

### ■ 自筆証書遺言制度の変更点

自筆証書遺言の方式が緩和されるとともに、保管制度が創設されました。

自筆証書遺言は、遺言者ご自身が遺言の全文を作成し、日付けを入れ、自署押印しなければなりません。これは、ご高齢の方にとって大きな手間で負担が大きく、記載誤りの原因でした。しかし、今回の改正で財産目録部分については自筆によらずワープロで作成したり、登記事項証明書の写し、預金通帳の写しを財産目録として遺言書に添付することができます。但し、財産目録も全項に遺言者の署名押印が必要です。施行日は平成31年（2019年）1月13日なので、この日以前に作成されたものは、従前の通りです。

自筆証書遺言は個人的に保管するしかなく、紛失や、隠匿、改ざん、遺言書自体が発見されない危険がありました。今回の改正で法務局での保管が可能となり、紛失や、隠匿、改ざんの危険が減少しました。また、裁判所の検認について自筆証書遺言は必要ですが、法務局で保管してもらうことで裁判所の検認が不要となり、相続開始後、遺言書の閲覧請求で遺言書の内容確認ができます。但し、遺言書が存在するか否かを確認する上で、今までは公証役場での確認だけで済みましたが、今後は法務局での確認も必要となってきます。

施行日は平成32年（2020年）7月10日なので、この日以前は法務局で保管してもらえないのでご注意ください。

### ■ 自筆証書遺言書作成上の注意点

遺言書は、財産の状態が変わったり、相続人が増減した場合は書き換えていく必要があります。また、遺留分減殺請求があった場合も想定した対策が必要です。また、遺言執行者を決めて遺言書に明記しておいた方がいいです。相続財産はできるだけ具体的に記載し、葬儀費用や債務については負担者とその割合も明記してください。特に、自筆証書遺言書は、長期間の保存に耐えられるような用紙を使ってください。必ず、全文（法改正後の財産目録を除く）・日付・ご自身のお名前は自署としてください。また、日付は年月日まできちんと入れてください。加除訂正をする場合は、「第〇行〇字訂正」とその場所を記載し、変更の旨を付記して署名の上変更の場所に押印してください。

## Ⅱ. 中小企業経営力強化資金とは？

— 新創業融資制度との違いや必要書類を確認 —

会社の創業時はなにかと費用がかかります。飲食関係であれば店舗の用意や厨房設備、製造業であれば工場に機械設備など、程度の差こそあれ初期投資が必要です。また、事業を始めたあとも、材料仕入れやスタッフの給料、事務所の家賃など、事業継続のために日々の運転資金が必要となります。

そのような創業前・直後の企業でも、無担保・保証人不要で利用できる「中小企業経営力強化資金」という融資制度があります。この記事ではそのうち小規模向けのもの（国民生活事業）について解説します。

## ■中小企業経営力強化資金とは

この制度は、日本政策金融公庫が取り扱っています。日本政策金融公庫は政府が100%出資している政策金融機関で、営利を目的とする銀行などの一般の金融機関とは異なり、国民生活の向上を目的としています。そのため国民生活の支援としての小口の事業資金融資や、中小企業者支援としての中小企業へ長期事業資金の融資など、国の政策に則った固定金利・長期の融資制度が用意されています。

中小企業経営力強化資金もそのひとつであり、過去の事業実績や融資実績がなく、一般の銀行からは資金の借入れが難しいような創業まもない会社でも、事業資金を借りることができる制度となっています。また、無担保・保証人不要であるため、非常に利用しやすい制度と言えます。

## ■対象

次のすべてが当てはまる場合に、制度の申し込みが可能となります。

1. 経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする方
2. 自ら事業計画の策定を行い、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている方

もう少し噛み砕いて説明すると、新規開業や経営方針改革などの場面で、認定経営革新等支援機関による指導を受けて、事業計画を作成していること、という意味になります。

認定経営革新等支援機関の指導については、事業計画書を一緒になって作成するというイメージであれば問題ありません。なお、フランチャイズの場合、利用は不可となっているため、この点には注意が必要です。

## ■金利

無担保、保証人不要で2,000万円以内の融資であれば、金利は「年利2.06～2.35%（平成30年12月12日現在）」となっています。

ただし、「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」といった中小企業の会計ルールを適用している、または適用を予定している場合は年利が0.1%減免されます。ほか、担保を提供する場合についても、金利がより低い水準となります。

## ■融資限度額

小規模向けの国民生活事業の場合、融資限度額は7,200万円（うち運転資金4,800万円）となっています（無担保無保証であれば最大2,000万円）。

返済期間については、設備資金は20年以内、運転資金は7年以内です。なお、そのうち利息分の支払いのみでよいとされる「据置期間」が2年間設けられています。

## ■融資の流れ

### 1. 認定経営革新等支援機関への相談

認定経営革新等支援機関については、中小企業庁のHPに公開されているので、そこから探すことも可能ですし、現在依頼している税理士事務所が認定を取っていればそのまま依頼を継続することもできます。依頼したい認定経営革新等支援機関が決まれば、メール・電話等でコンタクトを取って、相談を開始します。

### 2. 必要書類の準備・作成

基本的なものとして、借入申込書・事業計画書が必要となります。

その他、設備投資資金の場合は設備投資のための見積書、法人であれば履歴事項全部証明書、過去2年分の源泉徴収票または確定申告書、借入金がある場合は支払明細書（現在の借入残高、月々の支払額がわかるもの）など、場合により様々な書類が必要となるので確認しましょう。

### 3. 日本政策金融公庫へ書類送付

必要書類を準備したら、日本政策金融公庫へ書類を送付します。

### 4. 日本政策金融公庫による審査（面談・現地調査）

応募後、日本政策金融公庫による面談と現地調査があります。

### 5. 融資決定・実行

審査後、問題がなければ融資が決定・実行されます。

### 6. 進捗報告

中小企業経営力強化資金を利用した場合、融資後も事業計画進捗について報告義務があります。報告義務の期間は、事業の進捗状況や制度変更によって変わりますが、実務的には2～3年程度です。

## ■新創業融資制度との違い

新創業融資制度はこれから創業する、または創業して2期以内という場合に利用できる日本政策金融公庫の融資制度です。これに対し、中小企業経営力強化資金は創業して2期以内でなくても利用できますが、認定経営革新等支援機関の経営支援が条件になっています。その他、金利や自己資金要件が明記されているかという部分や、提出書類の内容といった諸条件が異なります。



## 中小企業庁情報コーナー

### ■セーフティーネット保証制度（4号：突発的災害（自然災害等））

昨今の自然災害が頻発する中、セーフティーネット保証制度（4号：突発的災害（自然災害等））が活用されているようです。セーフティーネット保証制度（4号：突発的災害（自然災害等））とは、突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。

- ・申請者が、指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

- ・ 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近 1 か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。

\* 指定地域や手続きの詳細につきましては、中小企業庁ホームページを参照くださいませ。

## Ⅲ. 外国人実習生に関する監督指導と技能実習制度の見直し

— 入国管理法の改正に伴って —

入国管理法の改正に伴い、外国人技能実習制度等の見直しが行われます。日本の労働人口は、少子化や人口減少により、2030 年までに最大で約 900 万人弱、2060 年までには 3,000 万人弱も減少するといわれており、今回の入管法の見直しは、政府が労働力不足への対応としての在留資格見直しに大きく踏み出すことを意味しています。

「技能実習」について、外国人実習生を受け入れる企業に対して行われた全国の労働局や労働基準監督署による監督指導の状況を厚生労働省が公表しています。

### ■ 監督対象事業場・違反事業者は年々増加

平成 29 年は、実習実施者（企業）に対して 5,966 件の監督指導が実施され、4,266 件（70.8%）で労働基準関係法令違反が認められました。主な違反としては、①労働時間（26.2%）、②安全基準（19.7%）、③割増賃金の支払（15.8%）、④就業規則（9.2%）、⑤労働条件の明示（9.1%）などとなっています。

重大・悪質な労働基準関係法令違反により 34 件が送検されています。技能実習生の増加に伴って、監督・指導にも力が入れられ、その数も増加が予想されます。

### ■ 違反の申告・通報もより活発に？

技能実習生から労働基準監督署などに対して労働基準関係法令違反の状況が申告されることもあります。技能実習生同士のつながりにより、賃金や割増賃金の不払いがある等の情報は広まりやすいと思われます。また、こうした申告は、労働基準監督署に対するものだけではなく、出入国管理機関（各地の入国管理局）に対しても行われ、それが労働局・監督署へ通報されて監督等につながるケースもあります。技能実習制度の違反等に対するペナルティとして、実習生の受入れの停止等が行われますので、企業活動に大きく影響します。

### ■ 改正に伴う情報収集を

新しい制度が始まれば、それに伴って企業への監督等も厳しくなることが予想されます。また、労働法・安衛法関連だけでなく、技能実習制度自体に定められている報告や手続きについても、新制度の下で見直しが行われると思われます。外国人雇用・技能実習生の受入れなどを検討する企業は情報に注意しておきましょう。



## 今月のブックマーク

天皇陛下の退位に伴い、年号が変わりますが、祝日なども今年に変更があります。特に去年発行されているカレンダーでは、これら今年限定の休日など、反映されていないケースもあるかもしれません。内閣府にはこれらが纏められています。また、体育の日がなくなり、新たにスポーツの日ができるなど、今後の変更点もあるようなので、確認した方がいいでしょう。

「内閣府 国民の祝日について」

<https://www8.cao.go.jp/chosei/shukujitsu/gaiyou.html>

### TFG共栄会・例会のご案内

下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

- 日 時： 平成 31 年 4 月 26 日（金） 受付 午後 4 時 10 分より
- 内 容： （第一部）研究部会・研修会 午後 5 時 00 分より

テーマ「吉野家の事業承継」～後継者に求められるもの～  
- バトンを受取り、渡した両立場からの秘訣 -

講 師：株式会社 吉野家ホールディングス

会長 安部 修仁 氏

（第二部）情報交換懇親会 午後 7 時 00 分より  
（午後 8 時 30 分終了予定）

※会場内での立食形式による交流会

- 会 場：ヴィアーレ大阪 4F ヴィアーレホール  
（最寄駅 地下鉄御堂筋線「本町駅」1号出口 徒歩2分）
- 会 費：5,000 円(税込み)

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... T&FG Group

TFG 検索

**TFG 税理士法人**  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐